

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	占冠村

占冠村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 占冠村農林課
所 在 地 勇払郡占冠村字中央
電 話 番 号 0167-56-2174
F A X 番 号 0167-56-2184
メールアドレス nourin@vill.shimukappu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	占冠村(全域)

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	牧草・デントコーン スイートコーン	10,981千円 (77.4ha)
ヒグマ	デントコーン スイートコーン	1,104千円 (37.43ha)
アライグマ	スイートコーン	78千円 (0.02ha)

(2) 被害の傾向

占冠村の農業の主力は酪農・畜産業であり、鳥獣被害としては主にエゾシカやヒグマによる農作物(牧草・デントコーン・スイートコーン)への食害である。被害地域はほぼ村内全域となっている。

また、近年露地栽培のトウモロコシや農家納屋内の配合飼料が鳥獣被害を受け、アライグマによる被害と特定されたことから、早急な捕獲が求められている。

【エゾシカ】

- ・村内の生息状況調査による生息密度指数は、過去3カ年で上昇傾向である。
- ・有害駆除捕獲頭数は、平成30年度356頭、令和元年度287頭、令和2年度437頭であり、3カ年の合計捕獲頭数は1,080頭と増加傾向にある。しかし、鳥獣被害防止実施隊員の銃猟による捕獲が成果を上げる一方で、エゾシカの警戒心が高まり夜間の出没が常習化し、捕獲可能時間での目撃数が減少してきている。

エゾシカによる牧草の被害額は、有害駆除頭数とは逆に減少しているが、干ばつの影響もあり生産者にとって被害は大きい。昨年は、春先の長雨の影響により青刈りとうもろこしの播種が遅れ、1番牧草収穫後に発芽した苗を一斉に食い荒らされる壊滅的な被害を受けた。

【ヒグマ】

- ・双珠別、中央、占冠地区での被害が多いが電気牧柵の設置により被害の予防が図られている。しかし、一部では圍場を掘り電気牧柵をくぐる個体も出没し、電気柵のみで被害防止が図れない状況にある。また、近年、日中に出没することが多くなってきていることから農作物のみならず農業者など人畜への被害が懸念される。

【アライグマ】

・平成30年度から令和2年度までの捕獲実績は46頭。依然として村内の複数地域に生息及び繁殖していると考えられる。村独自に捕獲報償費（アライグマ1頭3,000円）を設定し、一般従事者を募って箱わな研修後に捕獲作業を図っている。

（３）被害の軽減目標

指 標		現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
エゾシカ	（被害額千円）	10,981千円	7,687千円
	（被害面積 ha）	77.4 ha	54.18 ha
ヒグマ	（被害額千円）	1,104千円	773千円
	（被害面積 ha）	37.43 ha	26.2 ha
アライグマ	（被害額千円）	78千円	0千円
	（被害面積 ha）	0.02 ha	0 ha

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取り組み	・猟友会の協力により有害駆除を実施している。また、有害駆除については、村独自とＪＡふらのから報償金を支出している。 ① シカ10千円（村7千円・ＪＡ3千円） ② ヒグマ50千円（村30千円・ＪＡ20千円） ・捕獲個体の不要部位の適正な処理を促進するため、廃棄物処理業者（サホロ畜産事業協同組合）に定期的に搬出処理している。 ・国有林の捕獲事業に協力し、効果的で安全な捕獲が行われるよう指導している。 ・占冠村猟区を設定し狩猟期の捕獲圧調整により、有害駆除の効率化を図っている。 ・ハンター育成のため、狩猟免許取得の経費助成（R3：2名）や資格認証制度の利用による技術指導を行っている。	・銃猟による捕獲者の高齢化による担い手の育成確保や捕獲頭数拡大によるエゾシカ肉の流通先の確保が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取り組み	・村単独事業により農家が電気牧柵を設置する際に補助（1/2）を行っている。 ・鳥獣被害防止対策事業により、令和3年度被害が甚大であったほ場を優先的に金網柵の設置を行う。	・農地の大半は飼料作物が作付されており、電気牧柵の購入補助を行い一定の被害防止対策を講じてもらいたく予算措置を行っているが、設置や撤去、雑草の下刈り等労働力の確保が課題となっている。

生息環境管理その他の取組	エゾシカ等のライトセンサスを定期的に実施して、生息環境を把握している。	計画された3地区での調査であるが、季節的な移動もあり現状把握に差異がある。
--------------	-------------------------------------	---------------------------------------

(5) 今後の取組方針

・エゾシカ~北海道の保護管理計画に基づき、個体数指数の減少を進め、その状況を維持できるよう継続的な捕獲を行う。また、捕獲個体は野生獣処理加工施設「ジビエ工房森の恵み」に搬入し、有効利用することで新たな産業の創出が期待できる。猟区運営と協調して、捕獲技術の向上と捕獲圧調整に取り組み、捕獲効率の改善に努めると共に、狩猟資源としての価値向上を図る。さらに、広報、社会教育活動を通じて有効活用の促進や被害対策への理解を広め、地域に根差した体制づくりに努める。 ・ヒグマ~北海道の保護管理計画に基づき、個体管理の実現のため、生息情報の収集、分析を行う。人畜への被害の恐れのある個体を特定し捕獲することと、農業被害に関われば即捕獲する。 ・アライグマ~占冠村の防除実施計画に基づき完全排除を長期的な目標に、被害の低減化及び生息域の拡大を防止し、村内への侵入・定着の阻止を図る。「占冠村におけるアライグマ、カニクイアライグマ防除実施計画書」（令和3年4月1日から令和13年3月31日）において捕獲計画を定めており、令和2年度より独自に捕獲報償費（アライグマ1頭3,000円）を設定し、一般従事者を募って捕獲研修を実施し捕獲強化を図る。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

占冠村、J Aふらの、富良野地区森林組合、猟友会等で構成する占冠村鳥獣被害対策協議会において、被害防止に向けた対策を検討し、それぞれが連携して被害防止対策を実践する。この中で、エゾシカやヒグマ、アライグマの捕獲を効果的に実施するため、以下の取り組みを進める。 1) 村及びJ Aふらのから捕獲実績の助成金継続 2) 被害情報等の連絡体制の確認 3) 新たな担い手の育成（狩猟免許の取得促進、野生鳥獣の捕獲技術及び解体技術習得の機会促進） 4) わな等の捕獲機材導入の支援 5) 餌やおとりによる誘因狙撃など、効果的な捕獲手法の開発と普及を図る 6) エゾシカの警戒心が高まっていることから、長射程の捕獲による頭数確保、捕獲効率の向上を目的に、ライフル銃等による捕獲を行う

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和4年	エゾシカ ヒグマ アライグマ	・高度な捕獲技術を持つハンターの育成。 ・猟区運営による捕獲圧調整を実施する。 ・エゾシカに関して、シカ柵設置及び銃猟を中心に効果的な捕獲手法の開発と普及に取り組む。銃猟による捕獲が困難な地域においては、くくりわな等を利用する。 ・ヒグマは、人里に下りてくる個体の追い払いを行う。 ・ヒグマが、頻繁に出没し被害が発生している箇所については必要に応じて「箱わな」による捕獲を実施する。 ・アライグマの捕獲を促進するために、農業者を対象に箱わな等の講習会を開催し、捕獲機材の貸し出しを行う。
令和5年	エゾシカ ヒグマ アライグマ	同 上
令和6年	エゾシカ ヒグマ アライグマ	同 上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
・エゾシカ~平成25年度以降、駆除頭数が300~430頭前後（過去8年間）で推移しており、生息密度指標の減少は見られない。このため、生息密度と被害額の減少を目指すためには、一層の捕獲の推進が必要である。 ・ヒグマ~電気牧柵を設置することで一定程度予防が図られるが、人畜への危険性及び農作物への被害が発生した場合のみ捕獲することとし、年間の捕獲頭数を15頭とする。 ・アライグマ~被害発生情報や出没情報に基づき箱わな等による捕獲を進めているが、依然として村内の複数地域に生息・繁殖していると考えられる。防除実施計画に基づき完全排除を目指すために、年間30頭を捕獲頭数とする。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	530頭	530頭	530頭
ヒグマ	15頭	15頭	15頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容
捕獲予定場所は村内一円（鳥獣保護区を除く） 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 1 項第 7 号の場所及び区域において、鳥獣の捕獲等を行わなければ農産物への被害の軽減を図られないと判断される場合は、北海道へ捕獲許可申請書を提出し許可を受け捕獲等を行う。 ・ エゾシカ～銃猟による駆除（年間を通して） くくりわなによる捕獲（年間を通して） ・ ヒグマ ～銃猟による駆除（4～11 月の期間） 箱わなによる捕獲（8～11 月の期間） ・ アライグマ～箱わなによる捕獲（4 月～3 月の期間） 冬期間にねぐら等の生息情報を得た場合は、適宜手法で捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
年々エゾシカの警戒心が高まり、射程の短い散弾銃による捕獲が困難になっているため、ライフル銃による捕獲が必要な状況ではあるが、長射程の捕獲は、6 名のライフル銃の取得者に依存している現状である。 このため、ライフル銃所持者の増員により捕獲効率の向上、捕獲頭数の確保が期待できることから、所持希望者についてはこれを奨励する。 1) 捕獲の手段～農地を中心とするパトロールを実施し、発見地点からの接近を最小限として、逃走前のシカを捕獲する。 2) 時期と場所～農作物被害が発生する春から夏季を中心に、農地及び周辺にて随時実施する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
エゾシカ ヒグマ アライグマ	個人で電気柵を設置（1/2 村単補助）。 耕種作物の作付け農地に限定し、金網柵設置を実施する。	同 左	同 左

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和 4 年	エゾシカ ヒグマ アライグマ	・ 農家に対して、鳥獣害防止技術（電気牧柵等）の普及活動を行う。（各種被害対策に関する研修会等の開催） ・ 鳥獣被害防止対策事業により設置する金網柵は、集落や猟友会等により維持管理に努める。 ・ 村民に対して、広報、社会教育活動を通じて情報発信し、地域に根差した協力体制づくりに努める。 ・ エゾシカ～有効活用の促進や被害対策への理解を広める。 ・ ヒグマ～生ゴミ・農作物の残さ等、誘因物の適正管理や生息地域内のマナー等を周知・啓発する。 ・ アライグマについては生息情報を住民から収集するとともに、人畜共通感染症について注意喚起する。
令和 5 年	エゾシカ ヒグマ アライグマ	同 上
令和 6 年	エゾシカ ヒグマ アライグマ	同 上

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和 4 年	エゾシカ ヒグマ アライグマ	毎月発行の村広報誌で野生鳥獣の村内状況を掲載して住民周知を取組む。また、定期的なエゾシカ等のライトセンサスを実施し、生息状況を把握する。
令和 5 年	エゾシカ ヒグマ アライグマ	同 上
令和 6 年	エゾシカ ヒグマ アライグマ	同 上

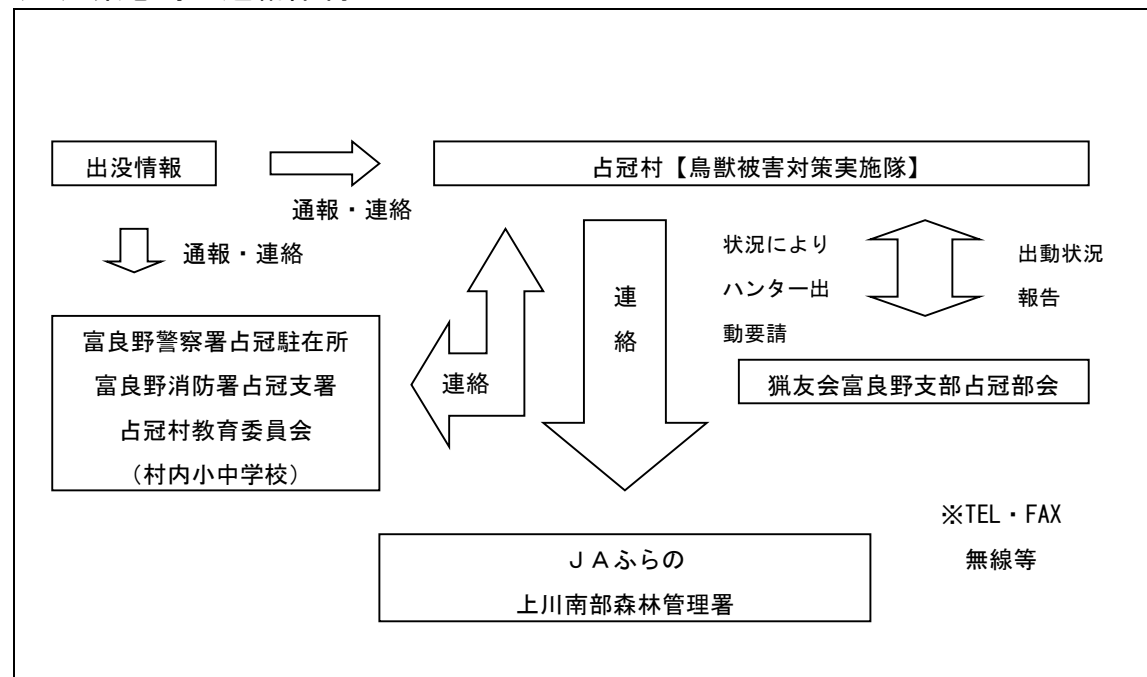
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
占冠村【鳥獣被害対策実施隊】	情報収集及び住民への周知、警告看板の設置
北海道猟友会富良野支部占冠部会	村からの要請を受けて有害駆除の実施
富良野警察署占冠駐在所	情報収集及び住民への周知、警戒パトロー

	ル
J A ふらの	組合員への連絡
上川南部森林管理署	国有林内作業員への連絡

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣は、「ジビエ工房森の恵み」（食肉処理施設）で食肉加工され、村内飲食店や地域内のイベント等で提供している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による食肉需要の減少により、一部は浦臼町解体処理所でペットフードに加工される。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	従前より「ジビエ工房森の恵み」にて、エゾシカ・ヒグマは食肉加工して利用している。今後は、食肉の流通先の拡大等を検討する。
ペットフード	食肉需要の減少により、一部を浦臼町解体処理所へ搬入し、ペットフード利用している。
皮革	今後、検討したい。
その他	エゾシカオスの角加工品としての利用を進める。

(2) 処理加工施設の取組

今後、処理加工施設としての衛生管理に即した資格を取得に努める。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

本村では、捕獲後の搬入と一次処理について、各ハンターが担えるよう技術指導しており、今後も人材育成していきたい。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	占冠村鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
占冠村役場農林課	協議会事務・各種申請書類作成
J Aふらの	生産者からの被害報告並びに被害防止に対する生産資材確保
富良野地区森林組合	林業被害の確認
北海道猟友会富良野支部占冠部会	安全指導並びに担い手育成
鳥獣保護員	個体整理数・猟区と捕獲者の調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
林野庁上川南部森林管理署	国有林の入林承認手続き等
北海道上川総合振興局農務課	鳥獣害防止総合対策事業の指導
農業改良普及センター	技術指導など
北海道上川総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）
富良野警察署占冠駐在所	住民の安全の確保（ヒグマ対応等）
酪農学園大学	エゾシカ、ヒグマに関する調査研究、生息調査、食害の調査研究、エゾシカ肉の利活用研究
森のかりうど	エゾシカ、ヒグマの食肉加工処理・販売
サホロ畜産事業協同組合	エゾシカ、ヒグマの残渣処理

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

北海道猟友会富良野支部占冠部会をはじめ関係機関との情報連絡体制の強化を図り、鳥獣被害対策実施隊による効果的な捕獲を実施する。

実施隊設置年月日 平成 24 年 3 月 30 日

- ・ 隊員の構成 ① 占冠村職員のうち村長が指名する者
② 占冠村に在住する北海道猟友会富良野支部占冠部会の会員のうち部会長の推薦を受け村長が任命する者
- ・ 取組内容 ① 農作物・人畜に対する野生鳥獣の被害防止活動（防除・巡回・捕獲活動）
② 人に対する被害防止のための緊急的な出動

既存の捕獲実施体制を基に鳥獣被害対策実施隊を設置する。詳細は下記の通り。

事業実施責任者 占冠村長

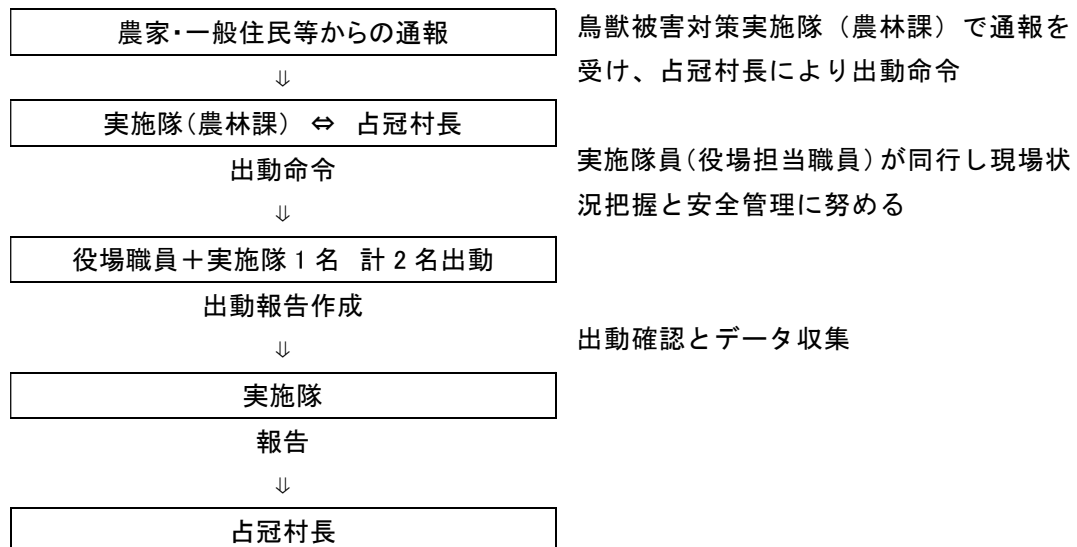
捕獲従事者代表 猟友会富良野支部占冠部会会長

従事者		第1班	双珠別地区担当
		第2班	中央・ニニウ・占冠地区担当
		第3班	トマム地区担当

※ 班ごとに基本地区を設定するが、迅速な対応を要するため状況によってはこの限りではない

■連絡体制

状況把握（場所・頭数）



※ 夜間および土日、祝日の場合は、占冠村役場警備員室が通報を受け、役場担当職員へ連絡する体制を整える。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・被害防止実施隊員の高齢化や担い手不足により、村外捕獲従事者を確保しなければ、計画頭数の捕獲が達成できないことから捕獲従事者の確保を進める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・各農家の自発的な被害防止意欲の向上施策
- ・捕獲体制の整備

